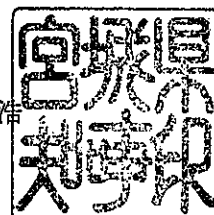


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

平成30年10月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社イーストコア
 - (2) 住所 宮城県塩竈市貞山通一丁目2番6号
 - (3) 代表者の氏名 田中 信行
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県岩沼市下野郷字中野馬場34番1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）
がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）

廃プラスチック類	520.32トン/日	(21.68トン/時間	24時間)
紙くず	445.92トン/日	(18.58トン/時間	24時間)
木くず	817.68トン/日	(34.07トン/時間	24時間)
繊維くず	891.84トン/日	(37.16トン/時間	24時間)
金属くず	1,679.76トン/日	(69.99トン/時間	24時間)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1,486.56トン/日	(61.94トン/時間	24時間)
がれき類	2,200.08トン/日	(91.67トン/時間	24時間稼働)
- 6 許可年月日
平成30年10月2日
- 7 許可番号
02-43-1
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）